

宗派にとって自治とは何か

——内務省と曹洞宗——

林 淳

一、はじめに

明治二十年代後半に仏教宗派は、自治とは何かという問題に直面し苦闘した。明治十七年に政府は神仏共同の教導職制を廃止し、同年八月に太政官布達第十九号（「布達第十九号」と以下略す）を公布し、仏教宗派、神道教派の管長の権限を強化し、宗制・教規を定めるように命じた。管長が僧侶、教師の任免権をもつようになり、宗制・教規が規定され、仏教宗派、神道教派は国家の制度から離れて自治的な組織を作ることになった。明治二十二年に明治憲法が制定され、第二十八条では信教の自由が明記された。キリスト教は公的に承認された存在となつて、仏教宗派、神

道教派はいよいよ組織を改革する必要に迫られた。仏教宗派は、近世において幕府権力の統治の末端を担い、大寺院は幕府から朱印地を扶持される存在であった。教導職制廃止後の仏教宗派は自治を得ることで、権力からの自立を促された。

曹洞宗では、明治二十五年から二十七年にかけて深刻な内紛が起つた。總持寺が曹洞宗から独立することを宣言し、永平寺と対立して宗門内の亀裂が深まった。いわゆる「曹洞宗紛擾」、「両山分離問題」と呼ばれる事件であった。この紛争は、新聞、雑誌をにぎわし世間の関心は高く、明治二十六年、二十七年と衆議院において議員による質問が提出された。一つの仏教宗派の内紛が、社会的な広

宗派にとって自治とは何か（林）

宗派にとって自治とは何か（林）

がりのある事件に発展した例であった。

曹洞宗の近代を論じた書籍において、この内紛は必ず言及されてきたが、事件の全貌が解明されたとは言いがたい。

その理由としては、曹洞宗門の研究者には両山の確執はタブーに近いものがあつた点¹⁾があげられる。明治二十五年三月に總持寺が分離宣言をし、それ以降紛争が激化した。注意すべきことは、永平寺と總持寺との対立を軸としながらも、内務省、議員、他の仏教宗派、新聞、雑誌が積極的に関与し、それぞれがアクターであつた点である。なかでも内務省の役割と影響力は大きかった。本稿は、この内紛を仏教宗派にとつての自治の問題として理解すべきであることを提案することにある。

二、太政官布達第十九号

神仏共同の教導職が廃止となつて、管長を中心にした組織へと仏教宗派の改革は始まつた。住職、教師の任免の権限は管長に集中し、管長の権力は強化されたといえる。以下、布達第十九号を引用する。

自今神仏教導職ヲ廢シ寺院ノ住職ヲ任免シ及教師ノ等級ヲ進退スルコトハ總テ各管長ニ委任シ更ニ左ノ条件ヲ定ム

第一条 各宗派妄リニ分合ヲ唱ヘ或ハ宗派ノ間ニ争

論ヲ為ス可ラス

第二条 管長ハ神道各宗派ニ一人仏道各宗ニ一人ヲ

定ム可シ

但事宜ニ因リ神道ニ於テ数派連合シテ管長一人

ヲ定メ仏道ニ於テ各派管長一人ヲ置クモ妨ケナ

シ

第三条 管長ヲ定ム可キ規則ハ神仏各其教規宗制ニ

由テ之ヲ一定シ内務卿ノ認可ヲ得可シ

第四条 管長ハ各其立教開宗ノ主義ニ由テ左項ノ条

規ヲ定メ内務卿ノ認可ヲ得可シ

一 教規

一 教師タルノ分限及其称号ヲ定ムル事

一 教師ノ等級進退ノ事

以上神道管長ノ定ムヘキ者トス

一 宗制

一 寺法

一 僧侶並ニ教師タルノ分限及其称号ヲ定ムル事

一 寺院ノ住職任免及教師ノ等級進退ノ事

一 寺院ニ属スル古文書宝物什器ノ類ヲ保存スル事

以上仏道管長ノ定ムヘキ者トス

第五号 仏道管長ハ各宗制ニ依テ古来宗派ニ長タル者ノ名称ヲ取調ヘ内務卿ノ許可ヲ得テ之ヲ称スルコトヲ得^②

仏教宗派は、これにもとづいて宗制・宗規を定めた。たとえば曹洞宗の場合、明治十八年四月二十日に管長畔上樸仙が内務大臣に宗制を提出し、五月八日に内務大臣の認可を受けた。以下、宗制を引用するが、十一号で構成されていた。一号ごとに条目があり、大部なものであった。十一号の名称のみ記載する。

第一号 両山盟約

第二号 本末憲章

第三号 寺法条規

宗派にとって自治とは何か(林)

第四号 教会条例

第五号 派出巡教

第六号 管長巡化

第七号 僧侶分限

第八号 住職任免

第九号 遺書規程

第十号 托鉢修行

第十一号 警誡条規^③

第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八の各号は、布達第十九号を受けたものと思われる。第五、第六は、第四に関係しており、教会を策励し布教を盛大にするためのものと記されている。第九、第十、第十一の各号は、曹洞宗で独自に案出したものと思われる。布達第十九号、曹洞宗宗制、明治憲法第二十八条が公布され、曹洞宗の内からも自治を模索する動きが台頭した。

三、明治二十年代の曹洞宗

明治二十二年頃に永平寺住職滝谷琢宗が、両山の確執を

止揚するために、管長は全国末寺からの公選とし、管長が両山住職を兼帯することを提案した。⁴しかし總持寺では、滝谷の提案が永平寺による一元的支配の遂行と受け止められて、激しい反発が起こった。明治二十四年八月二十六日に永平寺住職の選挙において森田悟由が当選した。總持寺住職で管長であった畔上棟仙は、いったん森田の永平寺住職を認め、内務省へ届け出たが、選挙に不正があったという疑惑が起こった。總持寺は選挙不正を問題にして、明治二十五年三月十九日に畔上は、明治十二年に締結された両山盟約の解除を永平寺へ通達し、宗制を取消し、總持寺の独立を宣言した。⁵内務大臣副島種臣は、畔上の宣言と宗制取消しを認めなかった。五月副島は畔上の管長職を解除し、管長の代理として事務取扱を指名した。八月八日に第二次伊藤博文内閣が成立し、内務大臣に井上馨が就任した。十月七日に永平寺住職森田が、總持寺住職の畔上に退隱を勧告し、内務大臣井上はそれを承認した。内務省は、畔上が内務省に無断で両山盟約、宗制を取り消したことに不信感を抱いており、宗制違反と判断した。⁷

明治二十六年になると両山協議会が開かれて、両山の間

で話し合いがもたれた。三月十八日井上は一個人の資格で、両山の住職と委員を官邸に招き、両山協和を説いた。⁸委員は熟議を重ねたが、妥協点を見つけることはできなかった。四月三日に井上は、両山の委員を召喚し、熟考することを要請した。永平寺、總持寺はそれぞれに協議案を出したが、双方を納得させることはできなかった。⁹五月三十一日に井上は、事務取扱を更迭して、服部元良、星見天海を事務取扱に任命した。同日に井上は、訓令四一八号を出して、「訓令ノ旨ヲ領シ、宗制・宗規ニ依リ厳正処分スベシ」と厳命した。六月一日には井上は、總持寺の住職畔上、監院石川素道、在田彦龍を招いて、新事務取扱のもとで和平を図ることを説示し、永平寺の住職森田、執事木田韜光にも同じく説諭した。この頃以降の井上を中心とする状況に関して『読売新聞』（明治二十六年十一月十七日）に次のような記事がある。

井上内務ハ本年五月事務取扱の更迭を行ふと同時に双方運動を中止すべしと厳令せり永平寺ハ元より運動を中止したりとて差支なき次第なるゆゑ直に命を奉じて

雑誌を廃刊し運動委員を召還したりしも總持寺派ハこの命を奉ぜず益々激烈なる運動をなすにぞ内務も今ハ大に激怒し終に本月八日を以て事務取扱に對し宗制宗規違反者の処分を嚴命するに至れり¹⁾

六月一日井上が畔上たちに會つたのは、訓令四一八号を伝えて永平寺、總持寺の運動の停止を求めためであつた。永平寺はこの嚴命に従つたが、總持寺は従わなかつたため井上は總持寺に對して激怒した。永平寺と總持寺との紛争であつたのが、内務省と總持寺との間で対立が深まつた。井上は、總持寺を宗制の違反者と認識し、処罰を辞さないと考へるようになった。七月七日に井上が内閣に閣議を申請した。その時に井上は、二点の質問書の形で法制局の見解を求めた。長文の質問書であつたが、法制局による要約を引用する。

一、宗派ニ於テ兩党相軋リ自ラ一宗ヲ統御スヘキ管長ヲ選出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ内務大臣ハ直接ニ宗派寺院ニ對シ住職ヲ任免シ又ハ宗制ノ遵

宗派にとつて自治とは何か(林)

行ヲ命シルコトヲ得ヘキ哉

一、宗派分合ノ必要ナル場合ニハ内務大臣ニ於テ適宜二分合ヲ命シルコトヲ得ヘキ哉²⁾

第一は、管長不在に際して内務大臣が任免、宗制遵守を命じる権限があるかどうかを尋ねている。第二は、内務大臣が宗派の分合の権限を持つかどうかを尋ねている。法制局の答えは次のようなものであつた。第一について、布達第十九号では管長に住職の任免、教師の進退を委任しているが、同布達第二条、第三条、第五条を以て管長選定について政府が監督権を持つている。本件のような場合、内務大臣は監督権をもつて直接に住職を任免し宗制遵守を命じることが出来る。第二について、宗派分合は教部省職制事務章程第二条に規定があり、これによつては政府に宗派の分合の権限があるとはいえない。しかし必要がある場合には政府にはその権限を持つと考へられる。したがつて宗教上の処分の権限は内務大臣にあるので、内務大臣の職権内に委任されていると解釈できる。以上の理由を以て、明治二十六年七月二十四日に法務局は「各宗派寺院住職任免及

宗派にとって自治とは何か（林）

宗派分合処分ノ件」の指令案を承認した。¹³⁾

他方で井上の指示で、七月中に事務取扱の服部元良・星見天海、耆宿八名、末派惣代委員四名が両山の調停を意図して協議案を作成した。

第一 両山住職ハ一宗ノ法王ナル故親カラ宗務ヲ執行

スルガ如キコトナク至高ノ位地ニ在テ専ラ接衆
化導ノ本分ニ従事セラレ両本山以外即チ末派寺
院中ヨリ宗務執行長（名称ハ何ト立ルモ妨ケナ
シ）ヲ公撰シ宗務ニ関スル一切ノ責ニ任スルモ
ノトス尤両山ノ権限ヲ冒カサルル様宗制宗規ヲ
組織スベシ

第二 宗制ノ執行即チ一宗管長ハ總持寺之ニ任シ布教

興学ノ管理ハ永平寺之ニ任シ而シテ永平寺住職
ヲ欠クトキハ總持寺ヨリ転住スルモノトシテ以
テ宗制宗規ノ組織ヲ改ムヘシ¹⁴⁾

この二項は曹洞宗の組織改革を促すものであった。その内容を図示してみよう。（A）、（B）にあるように機能分化

を意図したところに特徴がある。

（A）

・永平寺住職と總持寺住職 || 至高の位地
・宗務執行長 || 末寺の公選。宗務一切の責任をもつ

（B）

・總持寺 || 宗制を執行する管長を任じる
・永平寺 || 布教興学の管理を任じる。永平寺住職を
欠く時は總持寺から転住

耆宿、末派惣代委員が出した調停案は、（A）では本山住職と宗務執行長の職務を分離させ、（B）では總持寺、永平寺の間で相補的な分業体制を作ろうとするものであった。耆宿、末派惣代委員は、本山住職と宗務執行者が未分化な現状、そして永平寺と總持寺の間で分業体制がない現状にこそ問題の本質を見ていた。しかし両山関係者は、この調停案を拒否した。耆宿、末派惣代委員は困り果て、第三の調停の方案を協議する。

両山ハ各々管長ヲ置キ各々其末派ヲ統理シ而シテ法則ト宗制トノ区域ヲ定メテ一宗同一ニ遵奉スベキモノト各派内ニ遵守スベキモノトヲ明カニシ以テ両山ノ協和ヲ策スルコト¹⁵

各本山に管長を置いて、曹洞宗一宗と各派（永平寺派、總持寺派）で遵守する法則と宗制を分けて明確にすべきという案であつたが、永平寺は、この案は事実上の分離案であるから受け入れないと回答し、總持寺に提示することとはできなくなつた。上に挙げた三つの案は耆宿の一人北野元峯が中心になつて案出したものであつたと思われ¹⁶。七月十九日付けで耆宿、末派惣代委員は、以上の経緯を内務大臣に報告した。七月二十五日に末派惣代委員四人は、宗門内では和解の努力が足りないという議論はあるが、それは実情を知らない人の意見であるという。到底宗派内で自治の見込みはなく、大臣の裁許を仰ぎたい、そうしないと事態は益々悪化していると末派惣代委員は内務大臣あての願書で訴えた¹⁷。事務取扱からも内務大臣の裁許を求める願書が出された¹⁸。これらの願書を参照して井上は、内務省

宗派にとって自治とは何か（林）

が直接に介入して解決する時が来たと決断した。

井上は、一方で耆宿、末派惣代委員の調停の頓挫を聞きつつ、他方で政府が曹洞宗の内部紛争に介入したとしても法制的な裏付けがあるかどうかを法務局に相談した¹⁹。これらの状況を踏まえて、十月十九日に井上が、内閣総理大臣の伊藤博文に「曹洞宗紛議処分之件」を提出する²⁰。内閣は、井上の解決方法を承認した。解決方法について、長文にわたるが、以下に五点に要約しておく。

(一) 明治十七年の布達十九号も宗制も不完全であつた。布達十九号は管長と宗制を認可し、それによつて宗派の自治と政府の監督権の方針が定まつたはずであつたが、あくまで大雑把なものであつた。実際の争議が起こつた場合、解決に役立たず、その適用にあつては疑義が百出した。政府の監督権の規定も曖昧模糊としている。布達十九号をもとにして各宗派が作つた宗制も、専門の法律家が作成したものはないため、不備が多い。宗派の組織も判然とせず、政府の監督権も曖昧である。

(二) 明治二十五年三月に總持寺住職畔上楳仙が、内務省の許可なく、かつ宗内の許可なく宗制・宗務本支局を廢

宗派にとって自治とは何か（林）

し、一宗分離を提唱した。畔上は管長職にありながら、宗制を破つたため、同年五月に内務大臣副島種臣は畔上の管長職を解除した。

(三) 明治二十四年八月に畔上は永平寺住職を森田悟由に任じたが、森田の永平寺住職投票に不正があつたという意見が出されて、森田の住職を取り消すべきだという請願が多く内務省に寄せられた。

(四) 永平寺住職が管長になる順番であつたが、管長申請をしなかつたため管長不在となつた。そのために政府が管長に委任した監督権は政府に差戻され、明治二十五年五月に内務大臣副島は、管長に代わつて事務取扱を選任し、宗制規定にもとづき事務取扱が宗務を行うようになった。

十月に永平寺住職森田が、總持寺住職の分離提唱は宗制盟約第九条に反するとして、畔上に退隱を申告した。しかし總持寺は、永平寺住職の選挙不正を理由に森田を永平寺住職とは認めず、退隱申告は無効だと主張した。

(五) 政府は公安に害しない限りは宗教に干渉しないが、紛争は激しさを増した。内務省は監督権を行使し干渉することになった。内務省は、事務取扱に命じて、永平寺

住職の正統性を認めて、總持寺住職の退隱申告を有効にした。畔上が退隱した後に總持寺住職は公選されるべきである。その後永平寺住職選出の不当事件を審査し、もし不当であれば住職を取り消すことにする。永平寺住職選挙取り消しと總持寺住職の退隱申告とは同時にはできない。宗派内で布達十九号の精神と宗制を従つて処分するのか。あるいは管長がすでに以上は、住職任命の権限は政府に戻つたとして、内務省が両山の住職を罷免して、学徳のある者を後任にするか。後者だと、行政権をもつて宗派の自治を毀傷する嫌いがあるので、できれば前者の対応でいきたい。しかし前者でうまく行かないときには後者の処置もありうる。

以上の五点は井上の見解をまとめたものである。(一)では布達十九号、それにもとづく宗制も不備であり、政府の監督権の規定が曖昧であると井上は認めた。布達十九号、宗制の不備を意識しながらも、井上はできるだけ法令、宗制を遵守し、それにしたがつて処理されるべきだと認識していた。(二)畔上管長は宗制に違反した。(三)永平寺住職選挙で不正があつたとされた。(四)管長不在な

ので内務省が事務取扱を任命した。永平寺住職森田が畔上に總持寺住職の退隱申告を行った。(五)では対応の順序を決めて、(二)の問題を解決した後に(三)を審査すべきとする。宗制の枠の中で解決を目指しながらも、なお困難の場合は内務省によって両山住職を罷免し後任を任命するという最終手段を辞さないことが記されていた。内閣總理大臣に出された「曹洞宗紛議処分之件」に基づいて、十一月に井上の指令のもと内務省は積極的に解決に乗り出した。ここで注目すべきは、(四)である。それは、常時には管長が宗派の住職を監督するが、管長の不在という非常時には、管長が有する監督権は内務省に差戻されて、内務大臣が住職の任命・罷免ができるという二段構えの論法である。この論法は、明治二十七年十二月末の和解の際の非常法規にも適用された。⁽²¹⁾

四、内務省VS.總持寺

七月中の耆宿、末派惣代による協議が失敗し、耆宿、末派惣代、事務取扱は内務大臣井上に裁許を求めた。總持寺では、分離に向けての基盤をつくろうとし、全国の分離派

宗派にとって自治とは何か(林)

より代表議員を選出し、分離事業を進捗させようとした。その中心にいたのは、石川素童であった。⁽²²⁾總持寺は九月に投票を行い、同月二十五日に開票を行った。四十八名の代表が選出されて、十一月には能山会議が開催され、議案が話し合われた。特別案以外は、以下の八条である。

- 一、總持寺本末誓約
- 二、永平寺に対する要求規程
- 三、事務取扱に対する質問規程
- 四、主務官庁に対する上申規程
- 五、分離事業に関する予備方案
- 六、分離期成に関する持久方案
- 七、分離事業進路方針
- 八、能山末派總代委員規程⁽²³⁾

總持寺は、二、四、八条において本山並立の現状の弊を列挙し、五、七条において分離事業を説明した。現行の宗制下においても分離事業を進めることができることが指摘され、能山会議を継続していくことが決定された。能山会議

は、分離派の結束を強め、勢力の裾野を広げるためのものであった。總持寺が分離派の組織化を進めた時に、内務省も動き始めた。

十一月六日、七日に社寺局長阿部浩、内務省参事官都築馨六は、石川素童を招致して尋問を行った。²⁴ 九日、阿部浩、都築馨六、内務省試補馬淵銳太郎、寺院課長中山宗礼が畔上と面談した。阿部らは、任職退隱申告を認めて退隱するように畔上に求めたが、畔上は異存ないことを述べて、十日に請書に署名した。二十二日に事務取扱は、明治二十五年三月以降に畔上の名前で出された宗令、告示などは宗制に違反するのであつて無効となることを全国の末寺に通達した。²⁵ 同日に事務取扱は、石川素童、大徹圓洲、在田彦龍、安達達淳が宗制違反として処分を受けることを末寺に通達した。石川は擯斥処分であり、他の三人は任職を罷免された。『明教新誌』は、内務省による処分に全面的に賛意を表して、畔上、石川などの行動は「非立憲的行動」だと激しく批判した。²⁶ それによれば、宗制は宗派にとって憲法に当たるものであるから、それを破棄する者は「非立憲的」だと批判された。十二月十九日に大徹圓洲、

在田彦龍、安達達淳、菊地大仙は、悔悟の志操なく免職辞令、誠状を返還し益々反抗的になったことを理由に擯斥処分となつた。²⁷ それ以外にも二十名の僧侶が任職罷免となつた。内務省の訓令による總持寺派の処分によつて、問題は一気に解決したようには見えなかったが、そうはならなかつた。

十二月六日の衆議院で鶴飼郁次郎がこの問題を取りあげて質問を行った（表1を参照）。鶴飼は、永平寺任職選挙の不正を取り上げて【1】①【2】③、内務省による行政権の濫用【1】③④【2】②④を指摘して質問をした。鶴飼は、四点の質問を挙げた後で、「其行政権ヲ濫用シ宗教ノ独立ヲ妨害スルハ将来信教自由ニ関シ一大障害ヲ与フルモノニ付之ヲ黙過スル能ハス」と書いた。鶴飼や賛同の議員は、この問題を曹洞宗内のことではなく、明治憲法第二十八条で保障されている信教の自由に違反する行為だと認識していた。十二月十五日に内務大臣井上は、内閣総理大臣伊藤に答弁書を提出し、伊藤は衆議院議長へその答弁を提出した。井上の回答は以下の通りである。³⁰

第一に、「事頗ル錯綜ニ涉ルヲ以テ今尚ホ調査中ナリ」と述べ、井上は不正投票の件は調査中とする。第二に、明

表1

年月日	質問者	質問内容
【1】26・12・5 「質問主意書曹洞宗本山永平寺住職選挙投票調査ノ件」	鵜飼郁次郎外四名、賛成者船坂与兵衛外三十一名	①政府は永平寺住職選挙不正投票を等閑した ②森田の畔上への退隠申告を有効としたのはなぜか ③事務取扱は行政権の濫用ではないか ④11月6・7日の処分は監督権の濫用ではないか
【2】26・12・6 「登壇」	鵜飼郁次郎	①行政府と霊魂を支配する宗教上への方針はいかに ②政府は行政権を以て宗教社会を攪乱した ③政府は不正投票を調査しないのか ④畔上への退隠申告命令、石川擯斥は宗制の蹂躪 ⑤内務大臣井上馨には宗教を蔑視する奴隷視がある。憲法第二十八条に反する
【3】26・12・15	井上馨の回答	①不正投票の件は調査中 ②森田は永平寺住職であり続けており、森田の畔上への退隠申告を有効と認める ③内務大臣は管長不在のために事務取扱を設置した ④内務省が畔上、石川を強制的に退隠・擯斥したりしたことはない

※典拠 【1】【2】は『帝国議会議院議事速記録7』。【3】は『公文雑篇』・明治二十七年・第二十九卷・第五回議會、纂〇〇三三二一〇〇。

治二十四年六月十三日に管長畔上が森田を永平寺住職としたことを内務省に届出たが、それはまだ取り消されていらない。森田は永平寺住職であり続けており、森田の畔上への退隠申告を有効と認める。第三に、明治二十五年五月六日内務大臣副島種臣は畔上の管長職を解除した。その後は森田が管長に就くべきであったが、両山合意を取ることがなくなつたため、森田による内務省への管長職の届出は不可能になった。管長不在のため副島は事務取扱を設置した。第四に、畔上、石川に対して強制的に退隠させたり、擯斥したりしたことはない。井上は経緯を次のように説明している。

本年十一月六日七日ノ兩日社寺

宗派にとつて自治とは何か（林）

局長阿部浩及内務省参事官都築馨六ヨリ總持寺監院石川素童ニ対テ尋問セル顛末ハ内務省試補馬淵銳太郎寺院課長中山宗礼之ヲ筆記シ石川素童ニ之ヲ示シ本人ニ於テ処々修正ヲ加フルコトヲ請求セルヲ以テ其意ニ任セ修正ヲ加ヘシメ後日ノ為メ記名ヲ求メタルニ本人ハ速ニ之ヲ承諾シ任意ニ記名セルモノニシテ毫モ強要シタル事無シ⁽³²⁾

また井上は、畔上を社寺局に召喚して面談し、森田による退隠申告に異存がないことを確認して、畔上が承諾のため署名をしたのであって、「毫モ威嚇恐喝シテ強要シタル事無シ⁽³³⁾」と強調した。衆議院における鵜飼の質問は、十一月に行つた内務省による畔上、石川などへの処分⁽³⁴⁾の当否についてであつた。内務省官吏らが強制的に畔上、石川を恫喝して署名させたかどうかが論点になつた。内務省の弱点は、永平寺住職の不正投票問題に関して審査をしていなかった点にあつた。この調査を放置しながらも、畔上に厳しい処罰を行ったが、森田には処罰は行われなかつたことから、内務省は公平に欠けたと批判された。井上の回答は

齒切れが悪かつた。總持寺は、衆議院での鵜飼の質問に励まされてますます意を強めた。

明治二十七年一月十七日に内務省社寺局長阿部浩が、大臣・次官・参事官あてに曹洞宗処分⁽³⁵⁾の件の発議を提出したが、十八日に意見書をも出している。まず発議を紹介し、つぎに阿部の意見書「曹洞宗処分ニ関スル意見書」を検討していきたい。発議は、以下のことが書かれている。

昨年十一月九日に退隠勧告を受諾したはずの畔上は退隠せず、後任候補も選出しなかつた。石川素童たちは事務取扱の警戒処分を拒絶した。分離党の懺悔し悔悟した者さえ、それを取り消した。誰も事務取扱の指示に従わなかつた。事務取扱は辞表を提出した。總持寺後任職公選の件は、畔上が候補者を出していないので、一宗に布達することではできなかつた。問題は宗門だけでなく、新聞、雑誌を含めての世論の動きが内務大臣の宗教行政を批評することになつた。このまま放置しては弊害が大きくなる。まずは永平寺住職選挙の当否を審査して森田を罷免して、両山の住職がいなくなれば宗制宗規によつて公選を行うことになる。管長がいらない場合は自治ができていないので、政府が

住職任命権を回復し、両山の住職を適当な人物から特選することになる。事務取扱は速やかに罷免され、管長を決定する。この阿部の発議には、森田の永平寺住職を取り消す訓令案が添付された。

翌日に阿部は自らの意見を述べているが、発議とは異なる個人的見解を漏らして興味深い。第一に、永平寺住職不当選挙の審査が延期されたことが分離論主張の原因になったと分離党が唱道しているが、虚構であり憶測である。分離論と永平寺住職選挙は無関係である。宗制宗規を破りながら選挙論では宗制宗規を遵守せよという分離党は、論理的な矛盾を犯している。

第二に、分離論を鎮静させるのは不当選挙の取消しが上策だという説があるが浅慮である。本文を引くと、「總持寺住職ハ昨年十一月十日退隱申告ヲ受タルモ今日ニ於テ尙未タ退隱ノ手續ヲ為サス事務取扱ノ処分ニ反抗セリ依之觀此永平寺住職モ其轍ニ倣ヒ事務取扱ノ命ニ服セス亦退寺ヲ肯セサルトキハ政府ハ腹背敵ヲ受クルノ位地ニ陥リ而シテ宗門一層ノ紛擾ヲ極メ其和平ハ容易ニ之ヲ望ムヘカラス」とあり、事務取扱はどちらの派の協力を得られずに、両派

を敵にして和平は難しいことが指摘されている。政府が高僧を後任に特選しようとしても、それに応じる人材が出ない可能性がある。曹洞宗事務局は機能できてなく、事務取扱が命令し実施させる部署所がないのが現状である。和平を求めれば求めるほど事務取扱は、知らず知らずに分離党に加担する危惧がある。

第三に、軽い収拾策はありえない。善後の方針を画定し実行すべき。總持寺後任選挙を行い、次に永平寺後任に着手するが然るべき処置であり、昨年の閣議の趣旨にも合致する。

阿部の発議と意見書では内容に違いがある。発議では、永平寺住職の森田を罷免することを結論としている。意見書では、總持寺後任職を公選で決めて、その後に永平寺住職を決めるとある。発議では、管長不在の場合内務大臣が自由に後任職を決定できるとあるが、意見書では、たとえ後任を求めても和平や宗制を重んじる高僧であれば、宗制を破つてまでも後任を引き受けることはない、阿部は先の先を読んでゐる。前年の閣議の趣旨を継承しつつ、阿部は不正選挙を理由に森田の罷免を發議で提案した点が重要

である。昨年の閣議の段階よりも、衆議院での質問を受けて、和平解決はいっそうに難しくなっており、森田罷免は避けられないと阿部は見えていた。しかしその後内務省は森田を罷免しなかつた結果から見て、阿部の発議を採用しなかつたと判断される。

明治二十七年の一月七日に京都の各宗派の名僧で作る京都洪濟会は会合を開き、曹洞宗の紛争の仲介を計画した⁽³⁷⁾。それ以前にも各宗派の代表が仲介に入つたことがあつたが、うまく行かなかつた。荻野独園、古谷日新らは、曹洞宗に干渉してどちらが正しいかという当否を論じることがせず、両山の障壁を取り去つて、協和円融ならしめることを切望すると述べた上で、以下の三点を提案した⁽³⁸⁾。

第一に、畔上が管長を解除され、退隱申告を受けたことが瑕瑾であり、両祖の前で悔過して内務大臣に謝懺書を提出すること。第二に、畔上は第一条を履行した場合、森田が畔上へ出した總持寺住職退隱申告書を撤回すること。第三に、内務省に提出された僧侶、檀信徒の書類は却下され提出者に返されるべきである。この件に関する上申や訴願はあつても内務省は受理しないこと。以上が、各宗委員の

提案であつた。

第一について、畔上の謝懺書を受けたら内務大臣は証明書を発行する。第二に内務大臣は、森田、事務取扱に第一の件を通告すること。第三に内務大臣の証明書は各宗委員が添書きして、それを両山に送ること。この各宗委員の調停案に年紀、月日が欠けてはいるが、森田による各宗委員調停への批判が明治二十七年三月二十一日に書かれているので、二月か三月に作成されたと思われる。各宗委員は大抵あての懇願書において、曹洞宗の問題は「独り同宗ノ声価ヲ毀損スルノミナラス専ラ影響ヲ仏教ノ全体ニ及ホスコト自然ノ勢ニ有之、是故ニ各宗ハ道義上傍觀シ能ハサルモノ」と述べ、影響が仏教界全体に及ぶことを危惧してゐた。

森田は、井上へ口上覚書を書いて各宗委員の調停案を批判した⁽⁴⁰⁾。その口上覚書において、三月十八日に阿部を通じて内諭を受けたこと、十九日に内務省社寺局へ行つたが面談できなかったことが言及されている。森田によれば、両山盟約は宗制ではないから、畔上を復帰できるという各宗委員の立場は間違つてゐる。両山盟約は宗制で、畔上はそ

れを破って毀損し、宗制を絵にかいた餅にした。そのために宗制違反者が跳梁跋扈し紛糾している。首謀者の畔上を復職させるとなると、他の処分者も赦免せざるを得なくなる。各宗委員は一気に問題を解決しようとするが、宗制に基づいて徐々に解決していくしかないと強調する。各宗委員の解決方法は宗制を破るものであり、宗制違反者の畔上棟仙の復職はあつてはならないと伝えて、井上が各宗委員の案を受け入れないように願った。永平寺側が各宗委員会案を拒否したことで、この案は總持寺側には回らなかった。

五、和解への道のり

明治二十七年の前半には各宗委員の仲介は頓挫し、和解がなされる気配はなかった。内務省は、總持寺東京出張所執事大徹圓洲を辞めさせて南木國定を任命した。昨年十月二月に大徹は宗制に違反し宗内擯斥になっていた。新たな執事南木が東京出張所の物件を所有するべきであったが、大徹は譲渡しなかった。南木が大徹を相手取り仮処分を申請し、四月二十八日付で東京裁判所は南木の主張を認めて仮処分を決定した^④。

宗派にとって自治とは何か(林)

五月二十九日、三十日に再度衆議院においてこの問題が取り上げられ、内務省の対応が干渉主義と批判された。衆議院における質問を一覧にしておいた(表2)。**【1】**は、内務省の態度を尋ねたものであった。賛成者は東尾平太郎外一五四名という多さであった。多くの議員は、内紛そのも

表2

年月日	質問者	質問内容
【1】 27・5・29 「曹洞宗事件二付質問」	提出者小間爾外七名、賛成者東尾平太郎外一五四名	①政府は自治主義か干渉主義か ②森田を管長と承認したのかしないのか 内務省は自己撞着を起こした ③總持寺の訴願を受けないのか
【2】 27・5・30 「曹洞宗永平寺住職森田悟由投票不正調査ノ件質問主意書」	提出者足立孫六、賛成者金井貢外三十五名	①内務省は不正投票調査を放置した ②真正の投票で住職を選出し宗内改革を任せるべき。権力を持った事務取扱の非行

※典拠 **【1】【2】**は『帝国議会衆議院議事速記録7』。

宗派にとつて自治とは何か（林）

のへの関心よりも内務省の宗派への干渉に疑問を持ったため、質問者に賛成したと思われる。【2】では、前年の十二月の質問同様に、不正選挙の調査の放置、内務省の干渉が批判の対象になった。

これらの質問に対して衆議院解散のため政府は回答する機会を失った。それを補うものが、六月十日朝日新聞に掲載された「曹洞宗道俗に告示す」という記事であった。これは両山の執事名で出されてはいるが、内務省の立場を擁護している。

第六議会に於て一部の議員ハ曹洞宗に関する質問書を政府に提出せしも衆議院解散の為不幸にして政府の答弁を見るに能はず而して該質問ハ宗門の事情を詳悉せず往々誤謬の断定を下せしを以て全国憂宗の道俗ハ之が為めに痛憤激□し頗る不穩の挙動を企つる者あるも我両山ハ宗門の紛擾を理するに一定の成算を有し区々の盲動ハ嘗て其意に介せずと雖も誤謬展転して遂に宗門の不幸を招くに至るを憂ひ茲に其誤謬を弁明して一宗の道俗に告示し併せて慎重己を守り不□の挙動に涉

るべからざるをことを訓告す⁽⁴²⁾

投稿した両山の執事は、衆議院での質問は誤謬であったため曹洞宗の道俗が痛憤している現状を指摘した上で誤謬を正そうとする。それは五条にわたっている。(一) 紛擾の原因は畔上による分離宣言にあり、(二) 選挙不正があったというが、当時管長の畔上も森田の当選を認めて永平寺住職に任命し内務省へ届けたこと、(三) 事務取扱は臨機の処置、(四) 護法会金は宗務局に保管されていること、(五) 内務省が事務取扱に与えた権限は永続するものではないことが、縷々述べられている。(一)(二)(四)は永平寺の主張であるが、(三)(五)は内務省が唱えてきた主張である。この新聞投稿は、永平寺、總持寺の執事の共同署名で出されているものの、内務省の意向が反映したことは明白である。内務省による大徹らの罷免↓衆議院質問↓朝日新聞への執事の投稿、という応酬の様子を見て取れる。總持寺は、この投稿に猛反発して、南木は当山の執事にあらずという投稿を六月九日の朝日新聞に掲載し、それに対して「總持寺」（事実上は事務取扱と考えられる）が

南木は執事であると明言し反論した。總持寺と「總持寺」が新聞紙面で真つ向から対立した。両山の対立は続いたが、協調もあつたことが『読売新聞』明治二十七年九月二十五日の記事からうかがえる。

●曹洞宗恤兵の献金 同宗大本山永平寺總持寺にてハ嚮きに在韓兵士慰勞の爲め軍用品として手拭一万筋半紙二万帖を陸軍恤兵部へ献納し尚同宗務局よりハ全国一般の寺院へ諭達して寄贈を奨励せしかバ全国寺院並に檀信徒より陸續金円を送付し来り去る廿日迄の総額一千八百円に達したる付同局ハ之を第一回分として既に献納の手續をなしたるが猶ほ第二回第三回と到着次第に之を献納する筈なりといふ⁴³

日清戦争で朝鮮に出兵した兵士のために両山が協力して軍用品を献納し、全国寺院と檀信徒に募金を呼びかけていた。すでに八月一日から一週間總持寺で「皇土強固国家昇平に併せて在韓我軍人の健全勝運」を祈念した大祈祷が行われていた。⁴⁴『世外井上公伝』の該当時期の記事を引用

宗派にとつて自治とは何か(林)

し、事態の推移を窺うことにする。

二十七年八月に朝鮮東学党の乱から日清戦争が勃発し、国事は多端となり、十月中旬に公は内務大臣を辞し、朝鮮駐節公使として渡鮮せねばならなかつた。而して枢密顧問官野村靖が公の後任として内務大臣に就任したが、彼も毎日の如く歎訴して来る僧侶の建言に大いに悩まされた。野村とても別に解決の妙案もなく、最後は公の提案である僧爵条例なるものを發布して、管長住職の任命権を政府に取るより外はないといふ考で、専らその条例の起案を急いだのである。既に政府の態度がかくの如くであり、能山派も漸く数年の争闘に疲れたので、十二月に至り、子爵三浦梧楼に哀願して調停を依頼した。三浦はその依頼を容れて調停に立つたが、その禪的調停案は見事に奏功し、十二月三十一日に三年に亙る一大紛擾も急転直下の解決に至つた。⁴⁵

十月十五日に内務大臣になつた野村靖は、井上の提案で

表3

月日	資料の内容
12月17日	畔上、両祖への懺悔。両山分離の宣言は非と反省
12月17日	森田、両祖へ責任を感じ事務取扱へ住職退任を願い、後任候補を挙げる
12月19日	事務取扱、宗制追加許可を内務大臣に願う
12月28日	内務大臣、曹洞宗非常法規を認可
12月31日	事務取扱、両山住職退任について承認を内務大臣に願う
12月31日	事務取扱、畔上、森田の退任を末寺に通達
12月31日	事務取扱、曹洞宗非常法規によって畔上・森田は住職に復位

宗派にとつて自治とは何か（林）

※典拠 『井上馨文書』七〇四―十九。

あった僧爵条例の起案を急いだとある。ここでいう僧爵条例とは、神社同様に由緒ある寺院を保存しようとする内容であったと思われる。野村は三浦と会つて「曹洞宗の一件だけは、ドウにもならぬ。君の手で一つ何とかして呉れぬか⁴⁶」と懇願した。三浦が引き受けたのは、十二月二十日頃であった⁴⁷。三浦は十二月三十日に畔上、

森田に会つて、仏祖に対して懺悔文を書くように要請し、二人は承諾した。翌日に二人を内務省に招き、野村が同席するなか二人は懺悔文を提出し、野村は、畔上の住職罷免を取り消した。三浦は「双方とも懺悔文をお出しになつた以上、根本問題は今日旧に復しました⁴⁸」と述べて、和解を成立させた。「禪的調停案」とは、仏祖への懺悔文を両住職に提出され、畔上の面目を保たせたことと理解できよう。

井上馨文書には日付をもつた資料があるが（表3参照）、三浦の回顧に従えば、内務省が前後の辻褄が合うように書類を後より作成したと考えられる。三浦によれば、畔上、森田はともに住職の退任を申出たはいいないが、書類上は退任した上で非常法規により復位したことになった。また三浦が畔上、森田へ両祖への懺悔文を書くように依頼したのは、十二月三十日であり、二人から懺悔文が提出されたのは翌日の三十一日であった。懺悔文の日付が表3とは違っている。三浦の回顧には、非常法規のことは出ていないので、これは内務省の方が準備していた施策で、法的な整合性のために書類を作成したと見るべきである。

三浦の「禪的調停案」が功を奏したことは相違なかった。三浦は居士仏教徒であり、禪僧の考え方のよき理解者であり、總持寺の面目が立つように計らった。しかし三浦の調停がなかったならば、和解は成立しなかったかどうか。当時、すでに和解の時が満ちていた。日清戦争が勃発し、井上馨は内務大臣を辞して朝鮮駐劄大使となつて朝鮮に派遣された。⁴⁹ 仏教界において各宗派がつきつきに従軍僧侶の派遣を決定した。明治二十七年十二月一日『明教新誌』には、曹洞宗僧侶による海外布教の建議が掲載された。

曩に真宗日蓮浄土各派の如き清韓へ向け慰問使を派せらる外二三の宗も踵を接して渡航せんとす独り吾宗此挙あるを聞かず豈に千秋の遺憾ならずや靈嚴威徳なる当路諸師夙に画策茲に存するも近来一部の妖雲宗内に横り大ひに宗安を妨げ他方に又た万止むを得ざる事情あるも此等は一刀両断屠ふるに足らざるのみ乎恰も春風を斬るよりも易すかるべし細々なる一小事の爲め報国盡忠の大義に後れん乎国家に対し本宗の面目失すること万世吾宗人なしとせんや（傍線は林）

宗派にとって自治とは何か（林）

この建議を書いた近藤良瑞は中国、韓国に布教師を送ることを提言し、そのための寄付の金額を算出し、事務取扱に建言した。戦争の勃発後、宗内の内紛は「一小事」に過ぎず国家の大義のために曹洞宗は働くべきだという近藤の意見は、内紛で疲弊した多くの宗門関係者の心に響いたと思われる。畔上、森田を始めとする紛争の当事者も、他宗派による慰問使派遣を知らないはずはなかった。和解直後の一月に曹洞宗は従軍僧の派遣を決定し、大本營の許可を得て、二人の僧侶が他宗の従軍僧と同行し戦地に渡つた。⁵⁰ 明治三十年十二月二十一日の朝日新聞は、両山和解後に曹洞宗がいかに海外布教や教育に尽力したかを伝える「曹洞宗の現況」という記事を掲載している。

多年紛擾を極めたる曹洞宗ハ去明治廿七年冬平和綏定し爾来両山とも和合して孜々布教伝道と後進教育に尽瘁し其布教伝道にハ両山の法主常に各地方に巡教し又新領土の台湾に対し仏教各宗に率先し多数の布教師を派遣して布教に尽力せしめ其後進教育にハ大中小の学林を建設しつつある僧堂の僧衆及び大学林高等中学林

宗派にとって自治とは何か（林）

の生徒等を合計すれば七百余名に及び各地方寺院に設置する中小学校及認可僧堂等ハ全国に六十余ヶ所に及び就学生徒三千四百余名の多きに達せりと云ふ。⁽⁵²⁾（傍線は林）

両山の和平の締結が、曹洞宗の団結を強め、海外布教や教育の面で成果を出したことが好意的に紹介されている。教育の面では全国に三十箇の中学校を設立したが、後に四箇の中学校に絞って中等教育を整備し、曹洞宗が普通教育の普及につとめたことは特筆すべきことであつた。⁽⁵³⁾

六、おわりに

本稿で明らかになつた点は以下の四点である。第一点は、明治二十六年十一月から二十七年六月くらいまで、対立軸は内務省と總持寺との間にもあつた。外部から見ると、それは内務省が監督官庁の権力を行使し、總持寺のみを追い詰めたように見え、衆議院における質問を招く原因となつた。複数のアクターが交錯しつつ、せめぎあう中で両山分離問題は進行した。永平寺と總持寺の二者だけを内

紛のアクターに限定してしまうと、広がりがあつた社会的なコンテキストを見落とすことになる。

第二点は、この事件がなぜ社会的な関心を喚起したのかという点である。他宗派が関心を寄せたのは、同じような問題が自らの宗派でも起こりうると危惧したからである。明治十七年布達第十九号、明治二十二年の憲法第二十八条信教の自由の条項によって、仏教宗派、神道教派は法的な自治を与えられた。管長制度が本格的に機能し、宗制・教規が整えられ、組織改革が試行された。しかし現実には複雑であつて、さまざまな集団や人の利害と思惑が交差し、常に対立や問題を引き起こしていた。宗派の自治は形の上では与えられたが、いまだ形成過程の途上にあつた。

永平寺中心の曹洞宗から独立することが自らの自治の確立と考へて行動したのが、總持寺であつた。それに対して畔上が両山盟約、宗制を破棄したことが混乱の原因であり、宗制を遵守することが宗派の自治の第一歩だと主張したのは、永平寺であつた。内紛はできるだけ宗派内で解決してもらいたい、管長が機能しない場合、管長の持つ住職任命権などの権限はいったん内務大臣に戻されるという二段

構えの論法を作り、それにもとづいて秩序を回復しようとしたのは、内務省であった。内務省が監督官庁の権力をもって總持寺を抑圧したことを非難し、宗派のことは宗派に任せるべきだと改めて主張したのは、衆議院で質問に立った議員であった。『明教新誌』は、内務省を全面的に支持する立ち位置を崩さなかった。複数のアクターは、それぞれの観点から自治について発言し、宗派の自治の必要性を説いたが、その解釈には幅がありすぎた。利害やホンネがどこにあるかと、アクターは自治をめぐる議論のテールにつき、そこで自己主張を行った。

第三点は、内務省が作った二段構えの論法が内務省批判を招いたが、最後の和解において非常法規を作って任職の復位を果たした点ではこの論法が活かされた。非常法規は、内務省が構築した二段構えの論法に由来したものであった。

第四点は、和解をもたらしたのは、直接には三浦悟樓の仲介であったが、広い視野から見ると日清戦争の勃発であった。三浦による調停がなくとも、日清戦争中に岡山は和解したと筆者は考える。⁽⁵⁴⁾戦争とともに日本社会の空気が

宗派にとって自治とは何か(林)

一変したように、宗内の空気は一変したはずである。⁽⁵⁵⁾「内紛の時代は終わった。国家の大義のために働こう」という転換が起こった。和解後、曹洞宗は急いで海外布教と僧侶教育に舵をきった。内紛をめぐる傷痕は残ったが、国家の大義の前では見る影を失った。

注

- (1) 川口高風「曹洞宗紛擾問題について―井上馨と三浦悟樓」(シンポジウム「近代仏教としての禅宗」発表資料、二〇二〇年二月二十二日)。同シンポジウムで藤田和敏氏が「臨済宗妙心寺派における宗派自治の形成」を発表した。本稿は二人の発表に多くを負っている。
- (2) 安丸良夫・宮地正人編『日本近代思想大系5 宗教と国家』岩波書店、一九八八年、四八一〜四八二頁。
- (3) 『公文類聚』第一七編・明治二十六年・第三十八巻、類〇〇六六九一〇〇(国立公文書館デジタルアーカイブ)。
- (4) 奥村洞麟編著『宗門秘史曹洞宗政末派運動史』公正社、一九二九年、一一二〜一一三頁。川口高風『明治前期曹洞宗の研究』(法蔵館、二〇〇二年)、七一〜七二頁。
- (5) 注(4)奥村書と同じ、二二五〜二二七頁。
- (6) 同上、二四七〜二五一頁。

宗派にとつて自治とは何か（林）

(7) 衆議院での鵜飼郁次郎の質問では「宗教ヲ蔑視シテ居ル」「奴隸視」という言葉で井上の總持寺への姿勢が厳しく批判された（『帝國議會衆議院議事速記録7』東京大学出版会、一九七九年）。内務大臣が、副島種臣、井上馨、野村靖と変わったが、内務省の施策にブレはなかったことに注目したい。社寺局長阿部浩が内務省の基本方針を設計し、それが継続したためである。

(8) 『世外井上公伝第四卷《明治百年史叢書》』（原書房、一九六八年）三六六頁。

(9) 注(4)奥村書と同じ、二八七〜二九九頁。

(10) 注(8)と同じ、三六八〜三六九頁。

(11) 『読売新聞』明治二十七年十一月十七日。

(12) 注(3)と同じ。

(13) 同上。

(14) 同上。

(15) 同上。

(16) 注(4)奥村書と同じ、二九二〜二九五頁。奥村は、「北野案の主張は一新紀元をなしたるもの」と北野案を高く評価する。

(17) 注(3)と同じ。

(18) 同上。

(19) 同上。

(20) 同上。

(21) 和解の書類を点検すれば、内務省の元々の方針、各宗委員の提案が活かされて処理されたことがわかる。「井上による対応の失敗、それに代わる三浦による急転直下の解決」という三浦が語った物語は、本人を主人公とした物語であったことに注意すべきである。三浦の役割を過大に評価すると、両山和解をもたらした宗門の状況と時代状況を見失う危険がある。

(22) 注(4)奥村書と同じ、三〇〇〜三〇四頁。

(23) 同上、三〇七〜三〇八頁。

(24) 『公文雜纂』明治二十七年・第二十九卷・第五回議會、纂〇〇三三三二一〇〇（国立公文書館デジタルアーカイブ）。

(25) 『明教新誌』明治二十六年十一月二十四日。

(26) 同上、明治二十六年十一月三十日。

(27) 同上、明治二十六年十二月二十日。『読売新聞』明治二十六年十二月二十一日によると、処分の日は十二月十八日とある。

(28) 「官報号外」明治二十六年十二月七日『帝國議會衆議院議事速記録7』東京大学出版会、一九七九年、八十七〜九十頁。

(29) 同上、八十八頁。

(30) 注(24)と同じ。

(31) 同上。

(32) 同上。

- (33) 同上。
- (34) 『井上馨文書』(国立国会図書館憲政資料室) 七〇四―十
二。
- (35) 同上、七〇四―十三。
- (36) 同上、七〇四―十三。
- (37) 『読売新聞』明治二十七年一月十七日。
- (38) 注(34)と同じ、七〇四―十八。各宗委員案では畔上は両
祖の前で悔過すべきことが提案されたが、実際の和解でも畔
上、森田は三浦の要請によって両祖への懺悔文を書いた。
- (39) 同上、七〇四―十八。
- (40) 同上、七〇四―十四。
- (41) 『朝日新聞』明治二十七年五月三十日。
- (42) 同上、明治二十七年六月十日。引用文中で判読できな
かった文字は□で表記した。
- (43) 『読売新聞』明治二十七年九月二十五日。
- (44) 同上、明治二十七年八月六日。
- (45) 注(8)と同じ、三七七頁。
- (46) 『観樹將軍回顧録』大空社、一九八八年、三〇一頁。三
浦は、井上の策略家で公平性に欠ける点に言及し、必ず失敗
すると予想していた。
- (47) 同上、三〇三頁。
- (48) 同上、三一―一頁。
- (49) 注(8)と同じ、三七七頁。

宗派にとって自治とは何か(林)

- (50) 『明教新誌』明治二十七年十二月六日。
- (51) 『朝日新聞』明治二十八年一月十日。
- (52) 同上、明治三十年十二月二十一日。
- (53) 林淳「近現代における曹洞宗の教育機関」江島尚俊他編
『現代日本の大学と宗教』法蔵館、二〇二二年、同「曹洞宗
四箇中学林・私考」『愛知学院大学文学部紀要』五十号、二
〇二一年。後者の論文は、両山分離問題の和解後に曹洞宗が
宗門をあげて中等教育に取り組んだ点に注目している。
- (54) 分離派の中心的な僧侶は擯斥処分、住職罷免となった。
彼らの寺院には永平寺派の新住職が送り込まれて混乱をもた
らした。十二月十九日に分離派檀徒幾百人が内務省に押し寄
せて、大臣、次官への面会と請願を求めたが、『読売新聞』
明治二十七年十二月二十一日)、混乱の解決を求めた動き
だったと思われる。総持寺派が和解に歩み寄ったのは、檀徒
の間の混乱を自力で收拾できなかったからではなからうか。
- (55) 小川原正道「戦争と社会問題」島蘭進他編『近代日本宗
教史第二巻国家と信仰―明治後期』春秋社、二〇二一年。